

平成25年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成25年9月18日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成25年9月18日（午前9時00分）

出席議員	1番 岡村 広彦	2番 舟瀬 勝	3番 登 喜三雄
	4番 濱岡 裕之	5番 牧 幸作	6番 木本タエ子
	7番 八木 淳	8番 芝山 延男	9番 中森 慰
	10番 福井 秀治	11番 中井 利正	12番 中村 忠彦
欠席議員	なし		

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	副 町 長	縄手 一郎
総 務 課 長	八木 一夫	総務課防災担当課長	中川美知彦
政策調整室長	西岡 一義	税務住民課長	山下 弘文
福祉保健課長	坂本 裕	生活環境課長	長谷川晃一
産業振興課長	山下 和行	建 設 課 長	北村 晴紀
会計管理者兼出納室長	岡村 哲也	教育委員会教育長	藤田 心作
教育委員会事務局長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西村 肇	書 記	山下 喜市
書 記	奥田 浩一	書 記	阪口 昇吾

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 10番 福井 秀治 議員
 - 3番 登 喜三雄 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第42号～議案第56号）
- 日程第4 採決（議案第42号～議案第56号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第3号～発議第8号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第3号～発議第8号）
- 追加日程第3 質疑、討論、採決（発議第3号～発議第8号）
- 日程第5 議員派遣の件について
- 日程第6 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会、産業福祉常任委

員会)

上程議案

- 議案第42号 平成25年度 度会町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成25年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成25年度 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成25年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 平成25年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成24年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成24年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成24年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成24年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 平成24年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 平成24年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第54号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 度会町子ども・子育て会議条例について
- 報告第7号 継続費精算報告書について
- 報告第8号 平成24年度度会町財政健全化判断比率について
- 請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願
- 請願第2号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願
- 請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
- 請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長（中村 忠彦） ただ今の出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成25年第3年度度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 皆さん、おはようございます。

10番議員の福井秀治でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております全国学力テストについて、教育長に質問をさせていただきます。

全国の小中学校の学力を表わす尺度として、全国学力学習状況調査があります。この調査は2007年度から実施され、東日本大震災の影響で集計を行わなかった2011年度を除き、今回で6回目となっております。全国規模の学力テストは1956年から始まりましたが、学校間の行き過ぎた競争を招き、1966年度に廃止となり、長い間、行われませんでした。再び国がこの学力テストに踏み切った背景には、1990年代に進められました「ゆとり教育」による学力低下に対する危機感からであったと言われております。そして、2003年の経済協力開発機構（OECD）の国際学習到達度調査で日本の成績が落ちたことで、さらに拍車がかかったのではないかと考えておるところでございます。

先月27日、文部科学省は4月に実施されました全国学力学習状況調査の結果を公表いたしました。小学校6年生と中学校3年生の二つの学年を対象に国語と算数、数学の2教科で4年ぶりの全員調査が行われたところであります。その結果、今年度も三重県は正答率において、小中学校とも全国を下回りました。昨年は45位、今年も変わらない位置におるのではないかと思います。度会小学校、度会中学校の結果も気になるところであります。

本年のテストを通して、全国における学力の格差が少し縮まったと言われておりますが、今回も秋田県、福井県の両県が好成績で上位を占め、石川県や青森県も好成績をおさめております。下位は沖縄県、北海道が目立ち、三重県も下位のほうに甘んじており、順位が固定化されつつあると見受けられます。低迷する三重県の成績の底上げを図るため、鈴木知事の肝入りで「みえの学力向上推進会議」を立ち上げ、専門委員らによる学力向上に向けた提言がなされ、「学校」「家庭」「地域」が一体となって、子供たちの学力を育もうと「みえの学力向上県民運動」が実施されているところでありますが、しかし、この運動も緒についたばかりであり、広報わたらい9月号で、このことの紹介があり、「ご存じですか！ “みえの学力向上県

民運動”）」というタイトルで掲載されておりましたほどですから、まだまだ馴染みが薄く、すぐに大きな成果は期待できないと思います。

まず、学校に関しては、個々の問題点が提起されてきておりますので、それなりの対応とか、対処ができ得ると思いますが、情報の乏しい家庭や地域においては、教育力の向上に向けての行動は、なかなか難しいのではないかと思います。しっかりした運動として盛り上げていくには、ここでこの学力テストの調査の結果をより詳しく公表していくべきと考えますが、いかがなものでしょうか。公表につきましては、教育委員会の判断に委ねることとなっていると思います。大きな市町で小中学校が幾つもあるところでは、学校間の格差が表に出てしまうので問題があると思いますが、度会町は小中学校それぞれ1校ずつでありますので、その問題は少ないと思います。そして、度会町として、この「みえ学力向上県民運動」を実りあるものにするため、どのような取り組みをなされ、進めていかれるのかお聞かせをください。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育長（藤田 心作） ただいま福井議員さんから御質問いただきました全国学力テストについてお答えをいたします。

既に、御承知のように平成25年度の全国学力学習状況調査は、本年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施されまして、その都道府県別の結果が先月の27日に公表されたところでございます。

学力学習状況調査は、学力調査と学習状況調査がございまして、学力調査は、御承知のとおり、国語・算数・数学、この2科目につきまして、それぞれ知識に関する問題Aと活用に関する問題Bの二つで調査を、学習状況調査におきましては、児童生徒の睡眠、食事、勉強、読書とか学校外での生活状況等を質問紙において調査するものでございます。市町村の調査結果の公表は、市町教育委員会に委ねられておりますが、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされておりますことから、本町では、広く一般に対しての公表は行っておりません。しかし、学校が地域住民とか、保護者に対して、それぞれの判断によって公表することは、学校に委ねられております。そういうことから、度会町におきましては、保護者に対しまして、学校通信の中でおおむねの特徴的な部分に限りますけども公表をいたしております。

お尋ねの本町における学力学習状況調査結果につきましては、度会小学校では国語Aが、それぞれ知識に関するほうのAですけども、Aが県平均を上回っておりますが、そのほかの国語B、算数のA、Bともに県平均を下回っております。また、中学校では、数学Aが県平均を下回っておりますが、そのほかは県平均を上回っております。

また、学習状況調査のほうでは、ふだん学校の授業以外の勉強時間が、小学校では1時間以上勉強する児童、この数値が、県平均よりも本町では10ポイント以上低くなっております。中学校では、逆に、県平均を上回っておるんですけども、こういう状況がございます。また、自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒は、小学校でやはり県平均より15ポイント以上低くなっております。中学校では、県平均とほぼ同等の数値となっております。学力学習状況調査によりまして測定できますのは、学力の特定の一部でございまして、学校における教育活動の一側面でございます。学校における児童生徒の学習状況の改善や授業の改善につなげるものとして学力学習状況調査の結果を活用してまいります。

度会町では、教育委員会と小中学校で学力向上部会を設置いたしまして、学力学習状況調査の結果に基づく授業改善に取り組むとともに、「家庭学習のすすめ」を作成をいたしまして、各児童生徒に配布をいたして、家庭学習の習慣づけを何とか定着させたいというふうに思いまして、保護者や児童生徒に働きかけておりますが、一朝一夕に定着するものではございませんので、今後も学校と協力しながら、授業改善や家庭学習の定着に、継続して働きかけていくことが学力向上につながっていくものと考えております。

以上を、答弁とさせていただきます。

○議長（中村 忠彦） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございます。

今後、本当に実りある「みえの学力向上運動」になっていくのか、多少不安が残ります。笛吹けども踊らずという言葉がありますが、笛も吹かず踊らずにならないか心配でございます。

それと、秋田県と並んでいつもトップを競う福井県に、県の教育委員会から職員を派遣して、研修をされたと聞いております。内容についての報告もお手元に届いているかと思っております。今回のテストにおきましても、この福井県と三重県でかなりの差が見られたわけでありましたが、教育長はこの差をどのように捉えられておられるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 藤田教育長。

○教育長（藤田 心作） 福井さんの御質問にお答えいたします。

今年も秋田県、福井県というのが、もうトップクラス、1番、2番を小中学校とも占めております。三重県におきましては、四十何番というような不甲斐ない成績ではございます。2年ほど、県の教育委員会のほうから、福井県のほうに出向をいたしまして、福井県の状況等を勉強するという意味合いで、職員派遣がなされたところでございます。諸々の違いはあろうかと思っておりますが、一番の違いと申しますのは、学校の授業の中で、必ず授業前に目的を明確化すると、この授業はこれこれを

目標にしてやりますよという目標を時間のうちに設定をいたしまして、授業終了後にこれこれこういうわけで、こういうことをやりましたという授業内容の解説をして締めくくると、また、それぞれの時間の中で以前の復習を確認するために、小テスト的なものを各教科で頻繁に行っているということで、一部には福井県とか、その辺はテスト慣れしているということも言えるのではないかと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、あくまでも学力テストは学校での教育の授業の中の一部の評価でしかございませんので、全体的に底上げできるように、一番の原因はやはり県と比べましてもそうですし、全国と比べてもそうなんです。家庭における学習、予習、復習、これが大きく三重県の場合は劣っていると、また、特に度会町の小学校におきましては、その辺が大変、落ち込んでいるというような状況でございますので、何とか家庭学習のほうを定着化、習慣づけをいたしまして、全体の底上げを図っていきたくと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 来年こそ、少しでも向上するようなことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、3番 登喜三雄議員。

《3番 登喜三雄 議員》

○3番（登喜三雄） 登喜三雄です。

議長のお許しをいただきまして、町長さんに三つの質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、防災のこと。

二つ目は、宮川の水質、水量のこと。

それから、3点目は、最後3点目につきましては、道の駅のことにつきまして、御質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず1点目、本町の防災訓練の在り方と、防災行政について、お尋ねいたします。

まずは、先日の台風18号、全国に大きなつめ跡を残しました。被災地の皆さん、また、被災を受けられた皆さん方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、度会町でも9月15日総合防災訓練が実施されました。区長さんをはじめ、皆さん大変御苦労さまでした。本町の防災行政も住民の皆さんをそして、故郷を守るため、日々その備えに努められているところであります。度会町も医療機関、介護機関さらに近隣市町との防災協定を締結するなど、広域的な視野で以ってその体制整備に努める、その姿勢を高く評価いたします。

さて、私が今回質問をいたしますのは、南海トラフの反動による巨大地震を想定した度会町の防災訓練と、防災行政についてです。次の質問にお答えをいただきたいと思います。

私は、防災行政上、二つの心配を持っております。まず、一つは本町における昭和56年以前の木造住宅の倒壊予想と、被災者数の想定はいかほどになるのかということです、と申しますのは、毎年度対象住宅の耐震診断、耐震補強に対しての本町の予算計上がされていますが、その実施状況は、目標にほど遠い感があります。南海トラフを震源とする巨大地震に対する木造家屋の耐震化が、人的被害を少なくする最も有効な対策であるとされております。改めまして、本町の実情をお聞かせください。

次に、巨大地震が起こったときに心配されるのが、町内33カ所の農業用ため池と、80カ所余りの治山ダムの決壊です。満水時のため池、また集中豪雨時の治山ダムを考えたとき、その堤体の耐震対策とともに、決壊時のシミュレーションが重要になってきます。去年の私の質問にお答えをいただきました。その後の調査の状況をお伺いしたいと思います。

さらに、ほとんど前ぶれもなく発生する巨大地震は、木造住宅の倒壊、ため池、治山ダムの決壊により、多くの避難者を発生させることとなります。すぐさま4地区、体育館等に避難所を開設し、多くの被災者を受け入れなければなりません。自助、共助、公助の区別なく、協力し合っこの避難所の運営を行わなくてはなりません。ライフラインが停止します、電気・水道・燃料・食糧・医療・介助等の確保とその態勢整備、それに避難者のプライバシーの配慮などについて、実際に避難所を開設し、訓練を通してそのノウハウを得る必要があると思いますが、いかにお考えですか。

ここに某日刊紙の記事を紹介させていただきます。

避難所において、大勢の被災者が詰めかけ、自治体職員のようなまとめ役が不在のとき、何をすればよいのでしょうか、ということでございます。ここに紹介されておりますのは、やはり役場の職員が届くまでに、自助、共助によりまして、その態勢整備を整える必要がある。総務班、これはやはり役場の職員が来ていないというような状況のもとで、役場との連絡係、また、避難者連絡班、これは避難者の出ていく人、また、入ってくる人、自宅と行き来する人等の名簿等を整理する役割、食糧物資班につきましては、要援護者を中心に優先的に配る、このような配慮が必要になってくる。それから、衛生保健班につきましては、やはりトイレが重要な問題になってまいります。清掃当番を決め、ルールを守る。また、プライバシーの確保等についても、重要なことになってまいります。さらに、情報、広報班等におきましては、掲示板を設置いたしまして、皆さんの情報を伝達する等々の態勢整備が

必要になってくると、このように紹介されております。確かにそうだなと思います。私もそのように感じます。各集落の第一時避難所につきましては、倒壊する恐れのあるところもございます。やはり4地区の避難所を開設し、その運営について訓練をする、そこで稽古をして学ぶ必要があると思いますが、この私の考え方について、町長のお答えを、答弁をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。まず、1点目でございます。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

まず、登議員さんの質問にお答えする前に、さる9月15日から16日にかけて、住民の皆さん方、多数参加をいただきまして、9月15日に、実は度会町の総合自主防災訓練をいたしまして、たくさんの方にいろいろと御協力をいただきまして、まづもってお礼を申し上げたいと思います。その最中、台風18号が、ちょうど接近ということで、我々も少々、今、甘かったかなと思いますけれども、非常に日本近海の海水温が上昇をしているということと、やはり大きな太平洋高気圧と、逆に、ロシアのほうの大陸の高気圧の間に挟まれたというような形で、相当、北上接近ということで、豊橋に上陸をいたしましたけれども、この大きな被害出るんやないかというんで、ちょっと準備に万端が怠ったかなという、私自身の考えもございました。非常に、するするとあっという間にやってきて、駆け抜けたような対応でございましたが、幸い、当町におきましては、宮リバーは一部冠水をいたしまして、もうぎりぎりのところでもございましたが、9月16日にもって、午後に暴風と大雨の解除が生まれて、ほっとしたところでもございます。ただ、全国的には、特にこの西日本の近畿からずっと北海道までの間で、いろんな被害が出ておりまして、特に、台風そのものというのが、前ですともう、台風だけのほうに力を注いだらいいというようなことでもございましたが、御承知のように、異常な積乱雲とかいうのは発生しますので、特に、竜巻とか、そういった非常に副次産物的なものが出て、被害を起しております。志摩市のほうでもありましたし、また、台風の以前には、城田、それから小俣、旧の小俣地区でもございました。また、今回は非常に残念に思いましたんですけども、津市のほうで親子ですね、流されていまだに行方がという情報も来ております。そういった中で、津市のほうもかなりの被害を受けられたということで、被災地の皆さんには改めて、お見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、前置き長くなりましたけれども、ただいまから防災の登議員さんにお答えをしたいと思います。

まず、はじめに、現在、度会町内にある、昭和56年以前の家屋が被災の想定ということで、対象になる家屋が1,648棟ということになっております。かなりの棟数でございます。そして、それが全体に占める割合が47%、そして、地震による建物

の被害想定を考えますと、これシミュレーションでございますけれども、半壊・倒壊含めまして、そのうちの447棟ぐらいが、そういった見込みとして上げております。そういったことを、度会町としても防災対策の基礎としてやっております。

また、耐震化の進捗状況でございますけれども、この制度は昭和56年5月以前の木造住宅を対象に希望を募りまして、無料の耐震診断を、確か平成15年から実施をしているんじゃないかと思えます。その診断結果を踏まえまして、次のステップの耐震の補強設計と補強工事の実施に係る費用の一部を補助する制度といたしております。これにつきましては、広報紙や町ホームページを通じて住民の皆さんに、これまでもお知らせをしまいいりました。しかしながら、今までの耐震診断の実績を見ますと、わずか96件でございます。我々も努力が足りないと思っておりますけれども、残念ながら、なかなかその次のステップの補強の設計や工事というところへ進んでいる住宅というのが、実績がほとんどないような状態でございます。

県では、その耐震化率に合わせまして、同時にリフォームの助成を加えるというように工夫を凝らしていただいておりますけれども、なかなか進まないのが、実情でございます。どうしてかなということをよく考えますんですけど、啓蒙・啓発、結構やっているんじゃないか、まだまだ我々の力が不足やないかというようなジレンマもありますんですけども、よくよく考えますと、やはり、この度会町内でも普通であれば、200から300万円ぐらいから、補強診断から次のステップの設計工事かかっていくんですけども、大変、度会町の中では非常に、大きい家がたくさんございます。そんな中で、非常に耐震改築費の工事費が多額な経費もかかりますので、このことがやはり住民の皆さんが、うちの住宅については、何年たっていると、昭和56年からしても、今、32年から33年なんですけども、それ考えますと、住宅の償却を考えると、やっぱり皆さんの生活との兼ね合いでの家計における建築費の比率が高いということで、皆さん家族では相談をされているんだと思っておりますけれども、踏み切れない現状があるということと。それから、やはり理解をしてもらっておりますけども、工事に踏み切れないというふうな最大の要因ですけども、問題は、その次の耐震診断無料なんです。その次の設計、それから補強の工事、また簡易補強、ここについては、さまざまな要件がございます。当然、この要件がネックになるという場合、そういうこともあるんじゃないかと思っております。やはり助成金の度合いが、もう少しあればというふうな考えをするんですけども、それはやはり国・県、我々自治体が共通の課題ではないかと思っております。したがって、今後とも、さまざまな機会を通じて、防災意識の向上とともに、命を守ることの大切さ、重要さということをしつかりと皆さん方に訴えながら、呼びかけながら、今後、対策の実施で努力をしまいいりたいと思っております。

それから、次に、農業ため池と治山ダムの決壊調査、これに議員さんに6月の定

例会の質問をいただきまして、そのときに、農業ため池のほうでは、今後、県あるいは国のほうへ検討を重ねるといった答えを出させていただきましたが、まだ、あの時点では、実際見えておりませんでした。御指摘のとおり、その後、この農業のため池の調査状況につきましてですけれども、これは、昨年度末に国の補助事業として「震災対策農業水利施設整備事業」「ため池一斉点検」というのを行うよう指示がございまして、全国規模で今回行われることになっております。また、当町におきましても繰り越しの事業として、この9月に三重県土地改良連合会と業務委託契約を取り交わしたところでございます。また、町内の32カ所のため池につきましては、このもうすぐ、9月19日、明日から10月4日までの間に、地元の協力も得まして、一斉点検を計画して、ここで一つまとめをしたいと思っております。

また、そのため池につきましては、決壊という言葉をよく言われますけれども、決壊して、それが谷川を下って、民家の方へあふれ出るため池、あるいは、そうでないため池、それぞれ各地区で逼迫した状況を伴うようなため池というものも、たくさんございますけれども、そのやはり仕上げというものも、今後行いながら、これから分析をして、調査からもう一つ、度会町としても、その調査を踏まえて、積極的に進めていきたいと、このように思っております。

それから、治山ダム、谷止工ということにつきましては、昨年の定例会で質問にお答えしてから、この件につきましては、まだ変わりはございませんし、動きもないんですけれども、町内には88カ所、治山ダムがございまして、この点検調査の実施につきましては、引き続き、今度また県のほうとも検討しながら、積極的に展開していきたいと、このように思っております。

次に、4地区の避難所の運営訓練を問うということでございます。

この避難所の運営に関する対策というのは、まず、避難所の備蓄品を充実したいと、それから、関係各機関との協定を締結をより多くしながら強化するよう対策を、今、講じつつあります。

まず、議員さんがおっしゃったライフラインを中心に、ひも解いてみますと、まず電気につきましては、電気工事組合とのその機能確保のための協定を締結の予定でございます。そして、また非常用の発電機は現在各地区に2台ずつ燃料とともに配備をしております。必要数の再検討は、今後まだ行っていく必要があろうと思っておりますので、今後、また検討をしてまいって、増やすなり、また考えていきたいと思っております。

また、飲料水につきましては、現在、約900リットルぐらいを備蓄をしております。これも一番の燃料、それから電気と一緒に、今後また検討を加えていきたいと。

それから、燃料につきましては、JA伊勢とか、あるいは、ここの町内の民間事業者との間で、石油類燃料の供給に関する協定というのを行っておりますので、ま

た非常時につきましては、今後、またそれいくまでも、それぞれ過程の段階で、いろいろと強化を図っていききたいと、このように思っています。

また、食料につきましては、現在、アルファ米5,000食を備蓄しておりますが、不足する事態に対応するため、今後も今、計画的にももちろんアルファ米だけではなくして、ほかの必要なものの増量を図るということ、それから生活物資供給等の協力に関する物資の運搬、そういったものに関する協定を今後また、締結するよう努力をいたしてまいりたいと、このように考えています。

また、この備蓄という言葉も、今言いましたが、関連でございますけれども、ふれあいトークなんかでも、このごろ言うようにしておりますけれども、皆さん方でふれあいトークに来られた中で、最近でございますけれども、問いかけをさせていただきました。特に、女性の方が参加されると、あなたのところは自分で自助、共助、公助なんですけれども、自助のほうで、備蓄を、昔は三日備蓄と言われましたが、今はもうああいう震災がありましたので、七日間の備蓄をというようなことであります。ただ、度会町の場合は、まだまだ防災意識も低うございますし、温度差がございますので、三日ぐらいはせめて用意をしていただきたいんですが、家庭の主婦としてどうですかということ、皆さん下向いたり、笑ったりして、「まだですんやわ」と言われます。やっぱり物資が不足するということが考えられますので、大体皆さんの考えは一緒やと思います。買いたいな、みんな行ってこうというときに、大体皆さんがスーパーとか、一遍にどっどっ行きますので、どうしても物資不足というのが生じております。したがって、家計と相談しながら、一つ家庭の主婦さん中心に、家族の中で協議をされまして、三日ぐらいは備蓄をしっかりと、自助を行うということもしていただきたいということも言っておりますので、そんな中で町としても、全体の住民の皆さんの備蓄を十分なところまでいくかわかりませんが、こつこつと年次計画を立てていききたいと、このように思っています。

また、一番大事な医療・介助の確保と体制におきましては、先日、伊勢度会地区の医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結をさせていただきました。そしてまた、この10月になりましたは、伊勢度会地区の歯科医師会とも同様の協定を締結させていただく予定であります。また、薬剤につきましては、度会町は町内に公立病院がなく、薬剤を備蓄することが困難ですので、相手方や、それから内容というのを十分、検討をしながら、今後協定を各論的に締結してまいりたいと考えております。

また、介助・介護に対しましては、この8月に町内の5施設ございますが、この5施設の社会物資施設と、災害時の要援護者の福祉避難所として施設等を利用することに関する協定を締結をさせていただきました。また、さらに障害者の福祉施設とも福祉避難所の協定を今後も締結をさせていただくと、内容について同じことで

ございますが、そういう予定をしております。

それから、議員さんのおっしゃったプライバシーの配慮につきましては、全くそのとおりだと思いますが、非常に遅れておりますけれども、4畳半の間仕切りを10セット備蓄をしているような状況ですけれども、今後は、より取り扱いが容易な間仕切りというのを、東日本大震災もそうですけれども、この近くの大風水害の紀州の水害がございましたが、そのときにもうちらは段ボールの間仕切りを熊野市の方へ送らせていただいておりますが、こういったものは、やはり若干、この間仕切りには不十分かなというので、先だってニュースでもありましたが、よりもっと良好な品物が出ておりますので、そういったものを含めまして、これから計画的に備蓄をしていきたいと思っております。

また、今年度、平成25年度につきましては、消防署の旧度会出張所跡に防災倉庫を前倒しで新築をさせていただくということになりまして、備蓄場所の問題というのは、それができると、ある程度解決ができるのではないかと考えております。

また、今後とも、その施設や備蓄配備の充実に努めまして、各地区での防災活動につなげていきたいと思っております。議員さんがおっしゃった自主防災の中で、それぞれの自主防災が機能を強化していただきたいというのを、また防災課にも指示もしてございますけれども、内容の問題をこれから重視して、自主防災の方も先だって寄っていただきましたけれども、中にはある地区、ある地区におきましては、かなり自主的に共助的に自分たちでこういうのを役割を分担しようということも、かなり前向きに出てきておりますので、そろそろ効果があらわれてくるんじゃないかと思っております。そういったことで、各地区のほうも、先ほど言われた救護班とか、食糧、あるいは運搬とか、そういったことの次の助けが来るまで、自分たちで頑張ってみる、籠城を築くというような感じで、頑張ってくださいというようなことで、これからもそういった要援護支援者を中心に、お互いに手を差しのべて、ふだんから見守りネットワーク的にそういった方を、スクラムを組むというような形、私なりの災害ボディガードも含めまして、そういったより充実化をこれから進めていきたいと思っております。

また、避難所の運営につきましては、一番おこなっているのが現実でございます。この本年の1月に三重県も作成をしました避難所の運営マニュアルという策定方針がございますが、これを参考として、今後、度会町も考えながら各論的なものは、今、進めておりますけれども、そういう避難所での運営というのは、まだ確かなものを持っておりませんので、そういった、これから一つ検討を積極的に加えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

現状につきましては、的確な御報告をいただきました。

私、このポイントは、避難所を実際、開設して一晩ぐらい、職員の皆さんも大変ですけれども、実際に体験をしてみると、稽古をして体験をするという、そういうところから、必要なものがもっと見えてくるのではないかなと思っております。備えあれば憂いなしと言いますけれども、どれだけ備えても憂いというのは、なかなかなくなりません。どうか、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

今夏、この夏におきます宮川の水質・水量について、御質問をさせていただきます。今回発表されました、平成24年度の国土交通省の調査で、宮川は水質日本一の座を譲ることになりましたが、この夏も多くの人々が度会町を訪れ、親水空間を楽しんでいただきました。私のもとに、去る8月14日、子供たちから鮎がたくさん死んでいるとの情報が寄せられ、私も立花と長原の旧船渡付近で数十匹のアユの死を確認いたしました。鮎は水温30度ほどを超えると生きていけないとのことです。記録的な酷暑と雨不足の下でのことと思われそうですが、宮川、一之瀬川の清流環境は、度会町民のみならず、流域みんなの宝ものであり、人々の心のよりどころです。以下の点について、お答えをいただきたいと思っております。

まず、果たして鮎大量死の原因はどこにあるのか、科学的な検証と、その対策を聞きたいと思っております。酷暑だ、猛暑だと片づけているのであれば、来年も再来年もと続き、やがて宮川から鮎の姿がなくなることとなります。科学的な話を聞くには、近くに国の水産試験場もあります。流域自治体が力を合わせて、対策に乗り出す気持ちはないのか、どうかについてお伺いをいたします。

次に、粟生の頭首工における流量管理の状況を問います。宮川の流量、水質を議論するには、大杉の宮川ダム、それに三瀬谷ダム、粟生頭首工、この三つを系統づけて考える必要があります。昭和32年、56年前に宮川ダムが建設され、大台ヶ原の豊富な源流の水が、流域を変更され、ほとんど宮川本流に流れてこなくなったことを、大変悔やみながら、次には、粟生の頭首工による取水が、その後の下流域の水量・水質に大きな影響を与えることとなります。この夏の日照りは、同じ農業者として、大変苦勞されました伊勢平野の関係土地改良区の皆さんの心情を理解した上で、それでもやはり頭首工直下での流量を検証する必要があります。データの開示を求めます。

次に、私は流量の回復が、水質をよくすることにつながると確信しております。宮川の流量・水質を回復するために、度会町がどのような活動を行えばよいのか、清流環境を次世代に継承していくことが、度会町の永遠のテーマです。私は、2年前にも関連の質問をいたしました。やはり三瀬谷ダムの土砂排除の予算の確保の難

しさを伺ってまいりました。また、もう一つ、宮川ルネッサンス事業についても、お伺いをいたしました。この宮川ルネッサンス事業の展開に、本来あったはずの基本理念から、時代の変化により、流量回復への取り組みの項目が欠落していったことも伺いました。町長の言う時代の変化に合わせることも必要ですが、そのことにより、物事の本質を見失うこととなります。すなわち、豊かな水量と水質があつてこそ、ルネッサンス事業が行う子供たちの自然観察会であり、地域振興策であると思います。打つ手はないのか、傍観しているだけでは歯がゆくてなりません。度会町長の発言と行動力に期待いたします。お答えをいただきたいと思います。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、今年の夏における宮川の水質・水量についてということの中で、鮎の大量死の原因がどこにあるのかということですが、議員さんの御指摘のとおりだと思います。非常に、一定以上の温度になると鮎はちょっと住めなくなるということですので、この鮎の生存の限界の水温というのは、データ上、32.8度ということに言われておまして、また、この水温が28度以上、3日間ぐらい続きますと、鮎の半数以上が死ぬということも言われております。ことしの夏は御承知のように、御指摘のとおりですけれども、異常気象といいますか、35度以上が陸上でも半月も続いたというような中で、人間も大変ですけれども、これは鮎も大変やったと思います。そんな中で、特に雨が少ないということの異常気象、猛暑、これが続きましたということで、宮川流域のルネッサンス事業の水質チェックというのも、ずっとやってもらっておりますけれども、複数の箇所、今、先ほど言いました28度以上というのが大変観測されまして、最高でやはり32度という水温を記録をしております。そういったことが、宮川のこの鮎の大量死に、議員さんが見られたことになったんやないかと思っております。

また、データによりますと、8月14日の四万十川のほうでも、やはり同じように鮎の大量死という報告がされております。そういったことで、非常に、ことしの8月14日ぐらいも、相当もう水不足もありましたけれども、陸上だけではなくして、当然、水面下の下でもかなり植物も含めまして、生体は大変苦慮したんやないかと思っております。そんな中で、このまま指をくわえて見ているということではございませんけど、科学的な検証と言われましたけど、これはもう我々が、強く要望をしながら、今後そういった来年が、そういったことになって指をくわえてはということであるということの前提に、そういった調査機関といいますか、水質全て生態の調査をしているところへ、これからも働きかけをしながら、ある団体を通じましてやっていく必要があるんかと思っております。ただ、今回の場合は、特に、異常気象ということで、これが来年も重ならないようにということをお願いしたいと思います。大量の死

があったから、これを我々が中流地域の度会町として、単独で何をするというのも、なかなか難しいことをごさいますけども、たゆまぬ努力というのはしていきたいと、このように思っています。

それから、次に、粟生の頭首工における流量管理の状況ということの質問でございます。御承知のように、度会町は非常に残念なんですけども、宮川用水のほうには与しておりませんし、粟生頭首工から流れる水というのは、うちのほうへは来ませんので、非常に、いつも残念に思っているんですけど、これはもうそういう形になっておりますので、致し方がないと思っております。この粟生の頭首工は、御存じのとおり河川法に基づいて許可水利権を取得しておりますして、その取水量と、それから放流量につきましては、河川管理者である東海農政局となっているのですが、この協議の中で既得権の取水量、それから義務の放流量として取り決めをされておるといことをごさいます。また、これに基づきまして宮川の用土地改良区の粟生頭首工の管理規定において、頭首工の直下の義務の放流量が、6月1日から9月30日においては毎秒0.842トン、10月1日から翌年5月31日までを毎秒3トンを超える場合に限り、その既得権の取水量を毎秒1.521トンから8トンまでの幅の起案を定めて、4段階で取水するということが、それぞれのこの関係の地域との取り決めがあるということで、規定がそうとなっております。また、河川管理者と取り交わされた、その取水量及び放流量につきましては、国へ報告義務があるそうなので、適正にこれが流量管理はされているものと考えて、判断をしております。度会町としては、直接はございませんですけど、粟生頭首工の取水の量によっては、宮川ダムからこちらに来る中流地域としては、影響も受けますので、そういったことを注視しながら、今後とも取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、次に、「宮川の水質・水量を回復するために度会町はどのような活動を行えばよいか」とのご質問ですが基本的に、何をして活動ということは、何ら変わりはないと思っております。ふだんから、通常強くやはり県のほうへ、そういう課題・問題点を指摘しながら、関係の流域と強く要望を求めているというのが、基本に変わりはございませせん。ただ、宮川ダムの直下で、毎秒0.5トンの放流の継続ということと。それから、粟生頭首工での毎秒3トン放流の確保というのが、これは原則で、当時宮川ルネッサンス協議会の中の1市6町ございませんですけども、この中で、三、四年前ですけども、かなり我々もきつく、ちょうど宮川ダムの譲渡の時期でございませんですけども、これに関連して、相当、この2点につきましては、もっと毎秒トン数をふやすように、強く要望をさせていただきましたけども、なかなかあちらの立場上の理由と、こちらがかみ合わなかったというので、力不足でございませたけども、そのときに、最後に結果としていただいたんが、毎秒3トンを下回った場合には、特に、異常とか、そういう気象もあろうと思ひますが、もろもろのこと

が重なってきて、毎秒3トンを下回った場合には、一年間でやはり1,000万トン上限として、これについては、宮川ダムから放流をしていただくということを、これがもうぎりぎりの選択でございましたが、ここで決めが今も生きておるんやないかと思っています。

度会町としては、この1市6町関係の流域の方々とともに、これからまだ検証をしていく必要があるかと思いますが、特に、上流、中流、下流、我々の町は中流に位置しておりますが、それぞれ皆さん、いろいろ事情がおかれているのは、実情が違っておるのが事実でございます。温度差があります。そんな中で、共通のところをよく見つけて、これからも協議をしながら、特に、もうこれは果てしない要望になるとは思いますけども、強く県のほうへも、こういった要望をして、やはり流量豊富で、動植物が安心して住めると、そして、また我々が飲料水等を使わせていただくんで、心配ないような安全安心して飲めるような飲み水の確保といったこと、あるいは、農業用水のしっかり安定化、そういった異常気象のときでも、今年なんかは、水位も下がっておりますけども、何とかぎりぎりで凌げたということを聞いておりますので、そういった問題諸々と考えながら、度会町としても、関係町村と公益連携的に、これは進めていく問題やと思っています。度会町独自のやるべきことが、やれることはやっていきたいんですけども、それ以外のことは、やはり全体で共同で強く要望するというのが、基本的な姿勢にこれからなるかと思っていますので、また御理解をいただいて、御協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） ありがとうございます。

ただ、今の御対応の中で、粟生頭首工から本流域、下流域に毎秒3トン、これを必ず守らせるというような協定があるようなんですけど、私の感覚的な話なんですけども、今夏の状況は、それを下回っていたのではないかなと推測しております。私も随分、以前にそのような立場におりまして、現場を調査したことがございましたけれども、さらに検証を重ねていただきたいと思います。また、もう一つ、つけ加えさせていただきますと、度会町の田間地区におきましては、町長さん先ほど言われました河川法に基づきます許可水利権を取得しております。ですから、下流域だ、中流域だということで、蚊帳の外におかれないようにしていただきたいと思っております。

それでは、最後の三つ目の質問に移らさせていただきたいと思っております。

私の心の中では、本日のメインテーマでございます。

道の駅基本構想の中間考査を行いたいと思っております。質問をさせていただきたいと思っております。

道の駅基本構想の策定については、本年度当初予算で可決されました約400万円の予算をもって、その完成に鋭意努力されていることと思います。このビッグプロジェクトを実行するか否かは、まさに構想の実態が明らかになってから判断されることは言うまでもありません。町長は6月21日、三重県知事に当町の道の駅構想と県南部地域の発展へ、熱い思いを語られていました。また、7月19日、私ども度会町議会も後を追って、建設工事の現地を案内していただいたところですが、今回は、中間考査として、次の2点について、質問をさせていただきます。

まず、1点目は私が常々申し上げてきましたように、はたして、この道の駅の収支経営はどうなるのか、平たい表現をさせていただきますと、トイレの守賃は稼げるのかが、論点の本質を占めるものと考えます。このためトイレの規模と維持管理費用の見積もりについて、その根拠とともにお示しをいただきたいと思っております。

2点目です。私に聞こえてまいります。町民皆さんの声を代弁して、質問をさせていただきます。

度会町は次の三つの分野で、他の市町から後れをとっているとの指摘でございます。この三つの課題について、道の駅より先にやらなければならないのではないかと、先にやることを希望するというような町民の皆さんの声でございます。

まず、一つ目は、下排水流路の確保対策についてでございます。広域下水道をやめ、浄化槽による下水行政を選択した度会町にあって、各家庭から公的排水路への流路が確保されていないとの課題でございます。

次に、二つ目、文化ホールをつくってほしい。講演会、芸能発表会、老人大会等の式典の会場として、体育館が使用されていますが、体育館シートを敷き、椅子を並べる水準から向上を図ってほしい。多くの皆さんの希望でございます。お金をためてでも、何とかしてほしいとの願いです。

三つ目です。スポーツの話です。2020年東京オリンピックの招致が決定いたしました。スポーツは人々に力を与えてくれる。スポーツにより生きる希望をもらった。パラリンピック代表の佐藤真海さんによる招致活動のプレゼンスピーチに感銘を受けました。健康・スポーツジムの施設を造ってほしい。これは、若い世代から届けられた要望です。役場庁舎の広いエントランス部分でもいいから、心地よい汗を流せる施設をつくってほしい。東京オリンピックまでは7年です。これから、この7年間はスポーツがキーワードとなります。これら三つの課題面におきまして、度会町は他の市町から後れをとっている。道の駅より先にやらなければならない課題だということでございます。

私も観点は、少し違うんですけれども、例えば、下排水路のことについては、過去に質問をさせていただきました。その後、現場にあった対応はしていただいております。そのことについてはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私なりに住民の皆さんの声に対して、説明をしています。やはり住民の皆さんは、悩みを区長さんにお伝えし、区長さんを通して役場に相談する。そうしますと、今の現状では、建設課、産業振興課、環境施設課がその都度、協議をしていただきまして、現場に合った対応をするというようなことをごさいます。しかし、その都度協議するのではなしに、下排水路の確保対策について、町として将来ビジョンを設計し、町の基本方針を定めてほしい。窓口となる担当部署を明確にしてほしいと切実に願っておられております。この住民の皆さんの声、ほかの二つを含めまして、三つとも全体論として、私も大いにうなずける指摘だと思います。この町民皆さんの声に対しまして、町長はどのように答えられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの道の駅の基本構想の中間考査ということで、議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、道の駅の基本構想につきましては、中間考査とお尋ねですけれども、基本構想につきましては、現実的には具体的にまで至っておりません。そして、今、取り組みを始めたところのごさいますので、まだまだこれからというところのごさいます。これをまず1点、申し上げておきたいなと思ひております。

それから、この関連ですけれども、道の駅につきましては、私からの政策課題の取り組みとして、道の駅構想を取り上げて、おっしゃったとおり伊勢志摩サミット会議で、知事との対談の中でお話をしたところというぐらいでとどめておきたかったですけれども、大変マスコミ、新聞によって大きく公表されてから、道の駅の話がひとり歩きしまして、ムード先行型というのを非常にひしひしと住民の皆さんの中で、私自身が感じ取って受けとめております。

また、住民の皆さん方が、先を急がれて、もう町長2年ぐらいしたらできるんやろうと、もうオープンまで、ゴールまで、せっかく言っていたいておるといふのは、これはもう当然、政策課題はみないつもそうなんですけれども、決して、道を間違わないように、真実の道は一つですんで、これを一つ自分にもしっかりと受けとめて、慎重にやっていきたいと思ひておりますんですけれども、やはり2年ぐらいでという、よく言われる、これはもうもつともだと思ひます。よそにないものがない物ねだりといふのは、たくさんありますけれども、そんな中で、やはり大きな事業でございます。御承知のとおり、もうビックプロジェクトと言つてもいいような事業でございます。特に、第6次総合計画で掲げました、非常に一見堅実に見えるような身の丈相応のまちづくりといふのを、私は訴えておりますけど、これは、別に身の丈相応ばかりいくといふ意味ではなくして、前も申し上げましたが、時には花火を上げていくといふ財政上の事情がございますので、そんな中で花火を上げて

みたつもりでございましたが、非常に反響が大きくて、私自身が非常に戸惑っておるというような感じでございますが、そんなに簡単にできる事業ではないと、強く認識をしております。

また、鈴木知事の、知事さんのほうに対しましては、私の構想の中で、伊勢志摩サミットから後の1対1対談のときにも、あくまで構想の中で、候補予定地としてお話をしましたら、現地を見ようやということになりまして、現地を見ていただきまして、今後、実現の方向に決まった場合は、県としては、一つ御支援・御協力をいただくことをお願いをさせていただきました。知事の推進しておられる南部地域の活性化事業の中で、南部地域活性化基金というのを活用させていただきました、今般、道の駅の基本構想の推進に当たりまして、業務委託をしたコンサルタントへの業務委託、この委託料が約280万円かかりますが、これの2分の1を県の基金の負担で御配慮いただきましたところでございます。また、議員の皆様方には、先日の協議会で道の駅基本構想の策定につきましては、逐次、機会あるごとに必要な説明と御報告をさせていただきながら、御意見を必要であれば伺っているということで、理解をいただいていると、まず認識をしております。そういうことで、まずは、平成25年度中に、しっかりとした道の駅基本構想に取り組んで、中身のある内容、議員さんが先ほどおっしゃったような収支関係とか、ただ、商業ベースだけではなくして、いろんな多目的なことに広がりを見せるような道の駅というような内容を、まず、お示しをして、議員さんや住民の皆さん方の理解がまず、得られることを目標に全力を尽くしたいというのが現状でございます。そして、そこから第2ステージの判断が恐らく見えてくるのではないかと確信をしています。

各論的に、先ほど収支関係のところでは議員さんがお話した守賃、トイレの。このトイレの規模につきましては、今、検討はしておりますが、まだ御説明を申し上げるところまで至っておりません。また、議員懇談会等で担当課のほうから、皆さん方にお示しをさせていただくこととなりますが、今後、具体化しましたら、また御説明をさせていただきたいと、このように思っています。

次に、議員さんのいわれる非常に大事なことなんですけれども、道の駅より先にやらなければならない行政課題があるのではないかという御質問でございます。おっしゃるとおりやと思います。ただ、まだまだやらなければならないまちづくりの施策というのは、多々ございます。住民の皆さん方には十分な満足度の得られる、もろもろの施策については、現段階では、不十分であるということは、もう私自身が十分承知をいたしております。どんな施策を優先していくかということにつきましては、その判断基準として、やはり基準が大事だと思いますので、いろんな角度から検討する必要があるかと思っております。町民の皆さん方から見た、その各必要な、あるいは十分条件を満たすようなニーズ性、利便性、それから費用対効果、

これも一番大事なことです。それから、度会町全体、あるいは一部の地域の活性化へのつながり、特に、これから広域ということ、今後の国の流れも予想しながらの中で、度会町だけやなくして、全体、この南部地域への広がりを見せるような活性化のつながり、それから一番、依存財源の強い財政上の財源措置の問題、これはもう非常に、堅くいくべきやと思っておりますけども、この問題。いろいろ簡易水道を上水道にするという大きな事業、これも地味でございますが、前も口を酸っぱくして言いましたが、命・空気・水に大事なところでございます。これを今、平成23年、平成24年度からかけて、平成28年ぐらいには終結をしたいなというところで、今、半ばでございます。そういったことも踏まえて、財政の問題。やっぱり事業計画とともに、財政上のやはり収支の計画も立ててもらいたいということで、担当課には、私からその指示は出しております。そういった諸条件に配慮をしながら、やはり慎重に進めていくべきだと思っています。そして、いつも言う、一日一歩一歩、着実にということしていきたいと思っております。

また、登議員さんのおっしゃる町民の皆さんの代弁の三つの事業、具体的に申し上げるのはどうかと思っておりますけども、この三つ事業につきましても、町民の皆さんの中で、私もふれあいトーク、いろんな面で聞いておりますし、耳にしております。これは、将来は当町にとってもやらなければならない、やっていく事業だと認識しております。したがって、この三つにつきましても、今後、検討をしていきたいと思っております。

また、ちょっとこの三つを、それぞれに取り上げるということもどうかと思っておりますけども、どうでしょうか、簡単に言わせていただけますでしょうか。三つの事業でもう御理解をいただきたいと思っております。

それから、まず一つ、先ほど議員さんおっしゃられましたけども、他の市町からおくれをとっているという言葉。私はおくれをとっているというふうに、ちょっと負けず嫌いですがもので思いたくないんですけども、おくれをとっているというのは、ない物ねだりにつながりますし、当町にないものを見てきてもらうと、今まで行動計画もそうなんですけど、あるものはそんなに満足度があるんですけど、ないもの対しては、非常に敏感に住民の方は反映されるのは、これは事実ですし、私もそうだと思います。ですから、これを道の駅と比較して、どちらかかなということになりますと、私は道の駅は、先ほど言いました諸条件の中で、やるべき課題として、私の政権下では、やはり優先してやるべきではないかなという確信を持っております。

また、この三つのことについての話、ほかももろもろございますけども、いろんな施設、まだまだやりたい施設はたくさんあると思っております。そんな中で、おくれをとっているという言葉は簡単に、安易に判断すべきではないと考えております。ま

た、やるべきことは当然やるんですけども、財政との兼ね合いで一つ、二つ、三つもやれないということだと思います。そんな中で、一步一步ということやっていきたいと、そして、またこの下配水の流路の確保ということでございますが、当町は既に、上下水道の中で、上水道に移行するということは、今、計画的な策定をしてやっております。下水道につきましては、先鞭者のほうから、ずっと前から練っていただいております。度会町は地理的な条件もありますし、合併浄化槽を普及していくということで、合併浄化槽の促進にしっかりと全力投球を、今後もしていきたいと思っております。

また、議員さんがおっしゃられた、ある地区でそういったことがありましたときは、各論的に、先ほど言われたある地区の問題は、他の地区も今後、出てくると思いますが、それにつきましては、やはり関係課としっかりケース・バイ・ケースで対応を、個別対応をしていくのが順当ではないかと思っております。

特に、今、最後の理想でございますけど、よそを見ていただくと、やはり上下水道の上水道、下水道局というのがございますが、度会町はそこまでいかなくても、将来はそういうのを目指しながら、まず上水道の移行を、平成28年、平成29年にちゃんと実現をしてから、下水の合併対策の中で、下水については、もう今からそういう基本計画を立てるのは、それこそ私は後れをとっていると思っておりますので、今の既設の段階の中で、しっかりと状況を見つめながら、そういった住民の皆さんの不安とか、そういった不便を解消していきたいと、このように思っています。

それから、2番目の文化ホールが欲しい。これも私も胸が痛いんです。私としても、ここまでもふれあいトークといいましたが、文化ホールもつくりたいんです。私の考え方の文化ホールについての像を申し上げますと、私は、文化ホールも道の駅もそうだと思いますけども、大きなビックプロジェクトの中で、やはり収支計算も伴いながらやっていくべき、運営を考えていかないかと思っております。今後。その中で、やはり道の駅は広がりを見せる活性化につながるんですが、文化ホールだけですと、今の津市の総合文化会館は、非常に黒字化になっております。しかし、ほとんどの地域が、やはり一般財源を持ち出しているんじゃないかと思っております。だから、赤字になるからやらんのか町長ということ、この間も言われましたけど、そうではないんです。財政の全体を見ながらやらないと、つけは必ず住民の皆さんにいくんです。給付と負担という言葉がありますが、そういったことで、慎重に考えながら、特に、私はやるのであれば、最初思っていたのは、町長になる前ですけども、試験的にやはり文化ホールだけやなくして、複合施設をつけて、運営をうまく張りつけていかなということになったんですけど、そのときに、公約のときに考えたんですけど、残念ながらもう既に、度会町は保健センターとか、健康増進の推進、それから図書館、こういったものと一緒に文化ホールをひっつけてやっ

ていきたいなという希望が、私の議員のときからありましたですけど、残念ながら、それがずっと後を引き継いでいただいておりますので、しかしながら、今この道の駅云々とか、あるいは宮リバー度会パークの充実化とか、そういったことの、また水道の統合ということになりますと、度会町のこの依存財源度では、なかなか身動きもできませんので、思いは同じだと思えます。文化ホールにつきましては、しっかりと財政を見きわめながら、タイミングをはかって、今後の課題にしていききたいと、このように思っています。

それから、健康スポーツジム施設の設置。この面につきましては、お若い方と云われましたけど、老若男女を問わず言われております。スポーツジム、今、既存のところを見ていただいてもわかると思えます。行かれたかどうかわかりませんが、かなりの施設の設備を持っています。健康増進にはもちろんいいんです。しかしながら、私はこの健康スポーツジム設置につきましては、今の財政上の中では、なかなか踏み切れるところまではいかないやないかと、特に、これについては、ずるいようですけども、私は民活導入で、民間の事業者が度会町にこういうのを立てるかなといったときには、強力に誘致をしてやっていくような施設だと思っております。もう本当に申しわけございませんけども、はっきり申し上げるわけやないんですけども、やりたいんですけども、次の次の次ぐらいになっていくんじゃないかというような思いがいたします。小さなものは別です。ですから、住民の皆さんが、あの大きな施設の立派なものの箱物施設やなしに、ちょっとしたことで、例えば、廃校とか、いろんなところの館を利用して、そのある一部を、若い人のための一つの何かをつくっていく。また、それでスポーツを推進していく。あるいは、年寄りの方が、社協にあるような施設よりも、もう一つ一部行けるようなというようなことを、タイミングをはかって民間の方にも、いろいろと御協力をいただきながら、そういう面の各論的なものの施設といいますか、それは進めていきたいなと思っております。立派なジムというような形では、なかなか難しいんやないかと思っておりますので、私の課題の中では、そういった選別的なことを考えております。

三つと言われましたんで、あえてちょっと、今日は答弁に申しわけないと思っておりますんですけども、やらなければならないということで答弁は今日かなと思いましたが、具体的にわかりやすく言わせていただきたいと思います。今の現状がそういう私の考えで、対応でございます。

それから、この本論に戻ります。

道の駅につきましては、先ほども申し上げておりますけども、これはやはり将来に通じる町の幅広い活性化事業として、今、議員の皆さん方と町民の皆さん方とともに考えて、当町のみでなく、サニードロという主要地方道を活用し、伊勢志摩南部地域の活性化をしていく中での一つの核となり得る拠点をつくり、産業と観光の

推進の輪を広げて、一次産業の低迷、いろんな6次産業化、あるいは出荷場所、そういうものの提供というような場を設けながらいく、輪を広げていく事業ではないかと、位置づけをしております。いろんな課題やリスクも当然ございます。絶対ということはございません。ただ、新しい事業をやはり行うに当たりましては、これはもう当然、避けては通れない課題だ、問題だと自覚をしております。従来の国道関連の道路を見据えた道の駅の像ではなく、地方の地域の活性化、将来のこれからの見通しビジョンを見据えた、新しい感覚での道の駅につながることを目指したいと思っております。どうか、議員さんや住民の皆さん方の御理解を得たいと考えます。

それから、やはり大事なことは、財政の状況をよく見きわめて考慮しながら、あれもこれも、先ほど申し上げましたが手をつけるのではなくして、目標を一つ一つにしぼって、一步一步着実に努力をして、まちづくりの活性につながるような施策を講じていきたいというのが、私のその一つが道の駅基本構想だと、自分は自覚をしております。今後とも、どうか実践を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、議員さん方の積極的な御意見やアイデアをいただいて進めていきたいと思っておりますので、どうか御理解と御協力のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） 今回も私は三つの質問をさせていただきました、ちょっと欲張ってしまいました。私の持ち時間が後10分少々でございます。

町長は、いろいろとお話をいただきましたけれども、ない物ねだりをするのがやっぱり人間の本来の姿だと思います。また、地方自治法にも均衡ある自治体間の発展というのが定められております。やはり他の市町に後れを、やはりとらないように、町政を運営していただきたいと思っております。

御承知のことと思っておりますが、道の駅の話でございます。5月2日の新聞報道を紹介させていただきます。

タイトルは道の駅リニューアルというタイトルでございます。亀山市の国道1号沿いにある道の駅関宿が5月1日ですが、改装オープンしたと、2000年に市が直営で開設したが、公募で決まった指定管理者と市が600万円余りをかけてリニューアルをしていた。軽食コーナー、売店等、このようなものがあるわけなんですけれども、指定管理期間は平成18年3月末まで、この5年間同社は市へ2,168万円を納付するということでございます。果たして、この2,000万円余りで自治体も、亀山の自治体も、指定管理者も黒字になるのかどうかは、私も定かではありません。しかし、やはり収支を真剣に考えていく必要があると思っております。町長さんのお答え、考え方は私のこの質問を通じまして、少しは皆さんに発信されたと思っております。私なりに、

町民の皆さんに町長さんの考えを伝え、さらに熟慮をしていきたいと思っております。まだ、基本構想という成果品の説明を聞いていない段階での中間審査となりました。また、これから始まります基本構想策定懇談会、今、一般の方を公募されておりました。この様子も聞きながら、私の判断に、ぜひ判断につなげていきたいと考えております。

私も一人の議会議員として悩んでおります。やがて示されます道の駅基本構想の是非を、どの時点で判断すればよいのか、と申しますのは、もれ聞こえてきたんですけれども、来年度当初予算に関連予算が提案され、同時に自治法に定めます公の施設の設置及び、この施設の独占的な利用についての条例案が提案されてくるのかな、このとき、可決、否決の判断をすればよいのか、このときまで待っていればよいのか、この判断の時期について、一人の議会議員として悩んでおります。執行部の考える今後の手順、少し町長さんお話しいただいたんですけれども、手順、今後の手順、手続等につきまして、想定できているのであればお聞かせいただきたいと思っております。よろしければ、お答えいただきたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 中村町長。

○町長（中村 順一） 非常に、議員さんも悩んでおられるということでございます。判断時期というのは、議員さんだけやなくして、私も非常に、以上に悩んでいると思っております。しかし、長が悩んでいてはシャレになりませんので、一応、スケジュールは持っております。しかし、今の段階では中間構想も、先ほど言いましたが、私の言葉で慎重という言葉も2回ぐらい申し上げたと思っておりますが、慎重にいきたいというのは、議員さんがおっしゃったところが全てやと思います。収支計画、要するに黒字化、もう絶対に黒字というのは、私はよう作成はできないと思っておりますけど、基本構想の中では、その中で、規模と内容。特に、今言われたリニューアルオープンした関なんかも、いろいろと調査をしていますけども、そういったことがリニューアルをしたということは、やはり今までの現状ではいかなかったということです。だから、私がさっき言ったように、これからの新しい感覚を持った道の駅をつくらなければ、やめる勇気を持って撤退すべきやと、まだ思っています。議員さんにもお話しはしています。しかし、私はやり遂げたいという確信の勇気のほうが大きいということで、そういった非常に概念的なことで申し上げておりますけども、先ほど言ったように慎重にいきたいと思っております。道の駅ですので、非常に道筋が優先しているように思うんですけども、議員さんも今おっしゃったように、条例案云々という言葉もございます。また、予算関連です。一旦乗った予算は、そのまま進まないかんかもわかりません。しかし、そこへ行くまでに、ちょっと待てよ、日本列島そんなに急いでどこへ行くという言葉もございますが、まず、基本構想をしっかりとしてから、そこから住民の皆さん、この3回目のふれあいトークも、大体12月で終

わかりますんで、残る地区の中でも、道の駅のことについては、関心のお持ちの方の御意見もいただくんで、そういったことも広く入れながら、私なりに加味して、私が独裁で決めるのではなくして、度会町の活性化のために、先ほども申し上げましたが、くどいようですけども、輪が広がりを持つための施策には、非常にいい施策だと思っておりますので、ぜひとも、住民の皆さんの理解を得ながら、議員の皆さんと住民の皆さんとともに進んでいき、指定管理責任の問題、指定管理者の問題、特に、経営の感覚、そういったことも踏まえて、もう今しばらくお時間をいただきたいと思います。ここでの住民の皆さん方にお話しするのは、全部オープンにしながらいくのは全てだと思っておりますが、まだまだそういう段階で、もし、軽率な発言をして、誤解を招いたりするのは、私は先ほど慎重にいきたいというので避けておりますので、こういった今日は、基本概念、理念構想ということで御勘弁をいただいて、また判断時期といいますか、そういった判断ができるような材料を近々、判断をまず一区切りで示させていただきたいと思っておりますので、そこでまた御説明もさせていただきたいと思っております。公表まではちょっと今のところ至ってないということでございますので、一つ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中村 忠彦） 登議員。

○3番（登 喜三雄） わかりました。また、今後よろしくお願いをしたいと思いません。

あと、お答えは結構でございます。あと二、三点ちょっと私の思いをお話をさせていただきたいと思っております。

町長さんは、ない物ねだりの中で、下排水流路のこと。それから、また文化ホールのこと。スポーツジムのことについて、それぞれについてお答えをいただきました。ありがとうございました。

私は、下排水流路の確保については、これも平たい表現をさせていただきますと、町道でも、県道でもよろしいんですけども、その各家庭からの排水路、浄化槽からの排水路、それから家庭雑排水の排水路、それが門（カイド）の近くまで公的な排水路が来とらんと、これはなかなか悩みは解消されないと思っております。そのような観点でもって、今後、検討をしていただきたいと思っております。

また、文化ホールにつきましては、これはやはり道の駅とはちょっと比較にならない、次元が違うといえますか、道の駅につきましては、先ほど町長さん言われたように、農林業の6次産業化とか、そういった面での経済面での発展についての考えが、当然、入ってくるわけなんですけれども、文化ホールにつきましては、やはり役場、地方自治体はこれはもともとサービス産業でございます。ですから、町民の皆さんのそういった福祉とか、スポーツとか、文化とか、そういった全ての幸せにつながるような福祉の向上を目指すためのサービス産業施設として、単純に

収支だけを考えるものではないと、私は考えております。

また、スポーツジム施設につきましては、町長さん切り口を新たに、例えば、休校になった学校施設、小学校、具体的には、旧小川郷の小学校とか、一之瀬の小学校等を利用するような切り口もあるのではないかというようなお話ではなかったかと思っております。それはそれで素晴らしいことだと思います。

また、民間業者が入ってきたときはということなんですけれども、積極的に誘導するようなことも、また考えていただきたいと思います。

以上、いろいろとお話をさせていただきましたけれども、道の駅につきましては、さらに議会議員みんなが勉強をしていきたいと思っております。

また、先ほど少しお話をさせていただきました、公の施設として、これは位置づけるという回答もいただいております。公の施設の設置につきましては、条例で提案される必要があります。また、その中で3分の2条項というのがございまして、独占的に指定管理者に使用を委ねる場合につきましては、議会議員の3分の2以上の議決が必要だというような規定もございます。どうか、事務方においては、全国の事例も研究していただきまして、勉強をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村 忠彦） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時29分休憩)

(10時43分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 芝山延男議員。

○予算決算常任委員長（芝山延男） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第42号 平成25年度度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第47号 平成24年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上、2議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第42号については、原案どおり可決すべきものと決し、また、議案第47号については、認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

また、報告第7号 継続費精算報告書について、報告第8号 平成24年度度会町

財政健全化判断比率についての2件の報告は、担当課からの説明報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員長 牧 幸作議員。

○総務教育常任委員長（牧 幸作） 報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第43号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第46号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第48号 平成24年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 平成24年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 平成24年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第55号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、以上、7議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第43号ほか3議案については、原案どおり可決すべきものと決し、また、議案第48号ほか、2議案の決算関係については、認定すべきものと決しました。

また、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願、請願第2号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願、請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願、請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願、以上、請願4件について慎重審議の結果、いずれも請願も採択すべきものと決しましたので、報告をいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの総務教育常任委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

総務教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 濱岡裕之議員。

○産業福祉常任委員長（濱岡 裕之） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第44号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第45号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第49号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 平成24年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 平成24年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 度会町子ども・子育て会議条例について、以上、6議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、議案第44号ほか2議案は、原案どおり可決すべきものと決し、議案第49号ほか2議案の決算関係につきましては、認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 忠彦） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であり、また決算関係につきましては、いずれも認定であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第42号～議案第56号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第42号から議案第56号についてを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第42号から議案第56号までの討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

◎採決（議案第42号～議案第56号、請願第1号～第4号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第42号から議案第56号についてを採決いたします。

議案第42号 平成25年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第42号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第43号 平成25年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第43号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第44号 平成25年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第44号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第45号 平成25年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第45号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第46号 平成25年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第46号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第47号 平成24年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第47号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第48号 平成24年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって議案第48号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第49号 平成24年度度会町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第49号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第50号 平成24年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第50号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第51号 平成24年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第51号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第52号 平成24年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第52号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第53号 平成24年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第53号は原案どおり認定されました。

続きまして、議案第54号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第54号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第55号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第55号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 度会町子ども・子育て会議条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって議案第56号は原案どおり可決されました。

以上、議案第42号から議案第56号の15議案は、全て原案どおり可決、また、決算関係については認定されました。

続きまして、請願受理番号第1号、第2号、第3号及び第4号について、討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって採決いたします。

請願受理番号第1号、第2号、第3号及び第4号に対する委員長報告は、それぞれ採択であります。

よって、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願に対し、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願に対し、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願に対し、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願に対し、委員長報告のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（中村 忠彦） 賛成全員であります。

よって請願第4号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号、第2号、第3号及び第4号の4件については、全て採択することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

(10時55分休憩)

(11時2分再開)

○議長（中村 忠彦） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第3号～発議第8号）

追加日程第1 お諮りをいたします。

本日、議員提出されました、発議第3号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出について、発議第5号 「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出について、発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出について、発議第7号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出について、発議第8号 道州制導入に反対する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程として、議題にいたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（中村 忠彦） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号から発議第8号までを、日程に追加し、追加日程として議題とすることに、決定いたしました。

◎議員提出議案の上程（発議第3号～発議第8号）

追加日程第2 発議第3号から発議第8号までを議題といたします。

発議第3号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

八木淳議員。

《7番 八木 淳 議員》

○7番（八木 淳） 発議第3号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

平成25年9月18日提出

提出者 度会町議会議員 八木 淳

賛成者 度会町議会議員 木本タエ子
同じく 芝山 延男
同じく 牧 幸作
同じく 濱岡 裕之
同じく 岡村 広彦

度会町条例第 号

度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例

度会町議会議員定数条例（昭和40年条例第35号）の一部を次のように改正する。
本則中12人を11人に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提出理由

厳しい経済状況が続く中、当町では平成24年度に第4次度会町行政改革大綱の行政改革プランを策定し、その中にも議員定数の適正化を検討する項目が盛り込まれていることから、議会改革特別委員会において、調査及び適正な議員定数を慎重に審議した結果、議員定数の削減について、当該条例の一部を改正するものである。

これが、発議を提出する理由であります。

議員各位には、何とぞ御理解を賜り、よろしく御審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中村 忠彦） 続きまして、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出について、発議第5号 「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出について、発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出について、発議第7号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出についてに対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

牧 幸作議員。

《5番 牧 幸作 議員》

○5番（牧 幸作） 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をする。

平成25年9月18日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧 幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村 広彦
同じく 木本タエ子
同じく 福井 秀治
同じく 中井 利正

提出理由

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。義務教育は全て国が責任をもって行うべきものであり、未来を担う子供たちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々の方財政に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

上記の理由から、義務教育費国庫負担制度の存続及び更なる充実を強く切望するものであります。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第5号 「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成25年9月18日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧 幸作
賛成者 度会町議会議員 岡村 広彦
同じく 木本タエ子
同じく 福井 秀治
同じく 中井 利正

提出理由

三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級の実施をはじめ、2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級と他学年への弾力的な運用等、拡充をしており、少人数学校が実施されている学校では、大きな成果を上げています。

一方、国においては、2011年の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、その後も小学校2年生への実質的な拡大が実現されましたが、2013年度は、新たな学年で35人学級への拡充は措置されず、また、教育課題に対応するための定数改善も不十分な状況です。

日本の公財政支出に占める教育機関予算の割合は、OECD加盟国の中で最低レ

ベルにあります。山積する教育課題の解決を図り、未来を担う子供たち一人ひとりを大切にした教育を進めるためには、学級編制基準の更なる引き下げや、教育条件整備のための教育予算の拡充が必要です。

上記のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をする。

平成25年9月18日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧 幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村 広彦

同じく 木本タエ子

同じく 福井 秀治

同じく 中井 利正

提出理由

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子供たちの暮らしや学びに大きな影響を与えています。また、日本の教育支出における私費負担率はOECD加盟国の中で非常に高く、OECD平均を大きく上回っております。

このような中、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策が進められてきましたが、保護者の負担が十分に軽減されたわけではありません。就学援助を受ける子供は年々増加を続け、高等学校での授業料は無償となったものの、入学料・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然として大きな課題です。

そのため、現行制度の堅持をはじめ、「給付型奨学金の創設」等、一層の支援策が求められます。

上記のような理由から、全ての子供たちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

発議第7号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をする。

平成25年9月18日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 牧 幸作

賛成者 度会町議会議員 岡村 広彦

同じく 木本タエ子

同じく 福井 秀治

同じく 中井 利正

提出理由

国の中央防災会議の作業部会が発表した巨大地震対策として、ハード面の整備に加え、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきものとしています。このような中、三重県では校舎等の耐震化率が小中学校で97.5%、高校は99.3%等着実に進められており、また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等も進められています。

学校は、子供たちをはじめ、多くの地域住民が活動する場であり地域の拠点となっており、また、災害時には避難場所となる等、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、早期の耐震化率100%達成と、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

子供たちの安全・安心の確保に向け、学校内外で子供の命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

上記のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめることを強く切望するものであります。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

○議長（中村 忠彦） 続きまして、発議第8号 道州制導入に反対する意見書の提出についてに対し、提出議員より提出理由の説明を求めます。

木本タエ子議員。

《6番 木本タエ子 議員》

○6番（木本タエ子） 発議第8号 道州制導入に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書（案）を度会町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年9月18日

度会町議会議長 中村忠彦様

提出者 度会町議会議員 木本タエ子

賛成者 度会町議会議員 濱岡 裕之
同じく 岡村 広彦
同じく 舟瀬 勝

提出理由

我々町村議会として、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、住民自治の推進に逆行する道州制の導入は行わないことを決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、野党の一部においても道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなどの動きを見せております。

これらの法案の内容は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきとなっており、ほとんどの市町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州や編成された「基礎自治体」は、現在の都道府県や市町村に比べ、住民と行政の距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであります。

町村は住民の生活を支えるための施策を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきました。それにもかかわらず、効率的・経済性を最優先した道州制等大規模な組織は、住民を置き去りにし、到底地方自治と呼べるものではありません。

したがって、道州制を導入しないことが、多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることとなり、ひいては、全体としての国力の増強につながるものと確信しております。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。

これが、この意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（中村 忠彦） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎議員提出議案の上程（発議第3号～発議第8号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第3号から発議第8号まで、以上、発議6件に対する質疑を行います。

発議第3号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（中村 忠彦） 質疑なしと認めます。

発議第3号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出について、発議第5号 「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出について、発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出について、発議第7号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出についての発議4件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

発議第4号、発議第5号、発議第6号及び発議第7号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、発議第8号 道州制導入に反対する意見書の提出についてに対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 質疑なしと認めます。

発議第8号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りをします。

発議第3号から発議第8号までの発議6件について、討論を省略して採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

発議第3号 度会町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第3号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第4号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡

充」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第5号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第6号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第7号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第7号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第8号 道州制導入に反対する意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(中村 忠彦) 賛成全員であります。

よって発議第8号については、原案どおり可決されました。

以上、発議第3号から発議第8号までの発議6件については、全て原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(11時25分休憩)

(11時25分再開)

○議長(中村 忠彦) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員派遣の件について

日程第5 議員派遣の件についてを、議題といたします。

お諮りをいたします。

議員の派遣を行いたいと思います。

その目的、場所、期間等については、お手元に配付いたしましたとおりといたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

なお、この件につきまして、その内容に変更が生じた場合の取り扱いにつきまして

ては、議長に一任願いたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会、産業福祉常任委員会)

日程第6 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長並びに産業福祉常任委員会委員長より、各委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(中村 忠彦) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成25年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員